

第3節

多様化を支える社会への変革の遅れ

我が国は、生活水準の向上やインターネット・スマートフォンの普及、グローバル化等を背景に多様化が進展しているが、我が国の社会システムは、多様化に十分対応できていないとはいえない。そのような状況の中で、コロナ禍の影響により、働き方や住まい方の多様化が加速している。本節では、多様化をめぐる我が国の現状と、コロナ禍により加速化した変化について整理する。

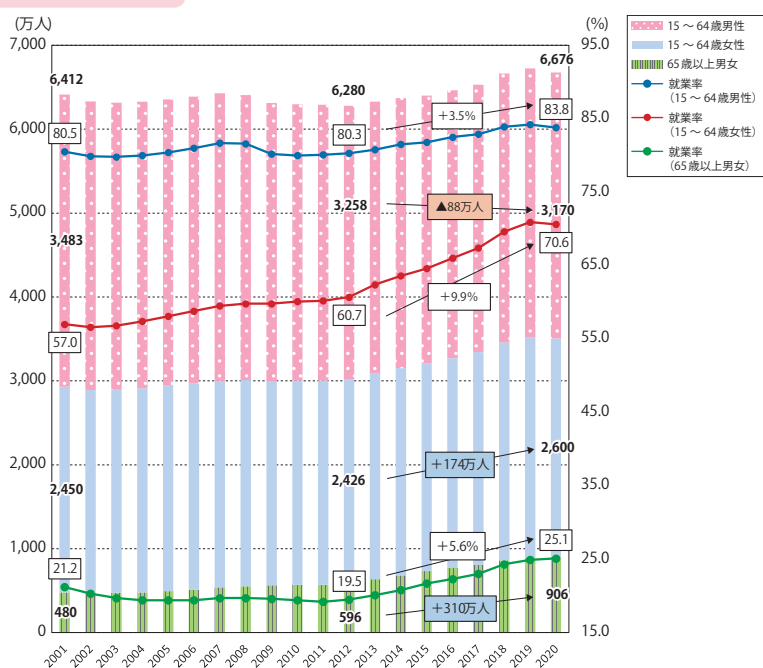
1 多様化の進展

(1) ダイバーシティの進展

(女性、高齢者の労働参加増加)

我が国の就業者数は、近年は増加傾向にあり、2020年には6,676万人となっている。15～64歳人口（生産年齢人口）が減少する中、就業者数が増加しているのは、女性や高齢者（65歳以上）の就業率の上昇が起因している。2012年からの変化を見ると、15～64歳男性の就業率は3.5%の上昇にとどまり、就業者数が88万人減少している。一方、15～64歳女性の就業率は9.9%上昇の70.6%、就業者数は174万人の増加であり、高齢者の就業率は、5.6%上昇の25.1%、就業者数は310万人の増加となっている（図表 I-2-3-1）。このように、働き手の多様化が進展している。

図表 I-2-3-1 就業者数と就業率の推移



(注) 2011年は、東日本大震災の影響により全国集計結果が存在しないため、補完的に推計した値を用いている

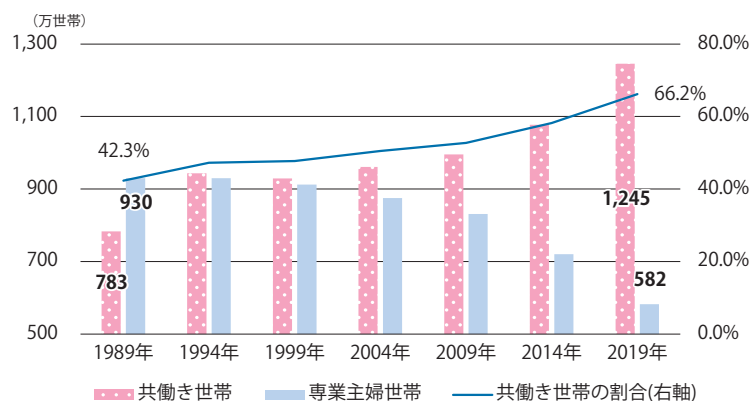
資料) 総務省「労働力調査」より国土交通省作成

(共働き世帯の増加、育児・介護との両立)

夫婦の働き方は、専業主婦世帯中心から共働き世帯中心へと転換している。1989年には、男性雇用者世帯のうち共働き世帯は42.3%（783万世帯）であり、専業主婦世帯（930万世帯）の方が多かったが、2019年には共働き世帯が66.2%（1,245万世帯）を占めるに至っている（図表 I-2-3-2）。また、共働きが増えることによって、育児や介護と両立しながら仕事をする人も増えている。これにより、夫婦の働き方や、仕事と家庭との関係も多様化していると考えられる。

図表 I -2-3-2

男性雇用者世帯のうち共働き世帯と専業主婦世帯の推移



(注) 2001 年以前は総務庁「労働力調査特別調査」(各年 2 月)、2002 年以降は総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは調査方法、調査月等が相違することから時系列比較には注意を要する。「専業主婦世帯」とは、2014 年までは夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。2019 年は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で妻が非就業者(非労働力人口又は失業者)の世帯。
共働き世帯の割合は、男性雇用者世帯に占める割合である。

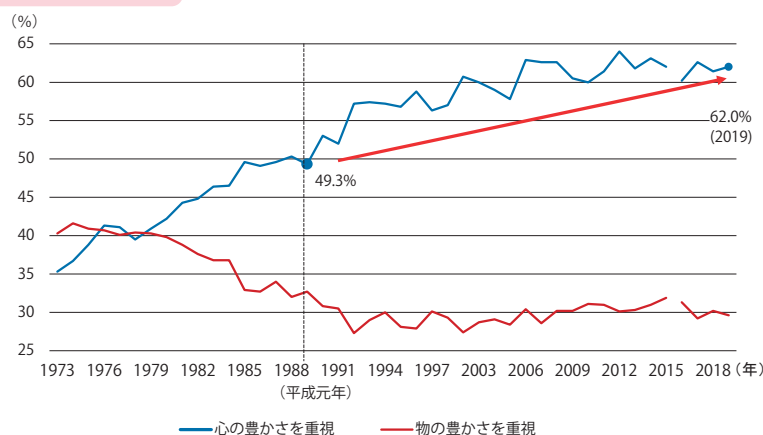
資料) 令和 2 年版厚生労働白書

(2) 心の豊かさ重視へ

物質的な生活の豊かさに重きを置く「物の豊かさ」と、精神的な心の豊かさや余裕・ゆとりのある生活を求める「心の豊かさ」について、どちらに重きを置くか尋ねた内閣府の調査によれば、1970 年代前半までは「物の豊かさ」が「心の豊かさ」を上回っていたが、1970 年代後半に均衡し、1980 年代以降、一貫して「心の豊かさ」が「物の豊かさ」を上回り、さらに「心の豊かさ」の増加傾向が続いている(図表 I -2-3-3)。

図表 I -2-3-3

「豊かさ」に関する意識の推移



(注) 2015 年までは 20 歳以上、2016 年からは 18 歳以上を対象に調査実施

資料) 内閣府「国民生活に関する世論調査」より国土交通省作成

(3) 消費行動の変化

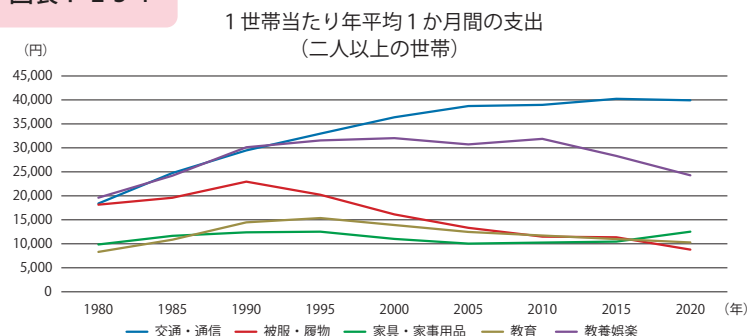
(モノ消費からコト消費)

消費者の志向について、モノ消費からコト消費へ移っている。モノ消費とは、1950 年代の「三種の神器(冷蔵庫、洗濯機、白黒テレビ)」、1960 年代の「3C(カラーテレビ、クーラー、自動車)」に代表されるように、実体のある商品の所有や機能に価値を見出す消費傾向である。コト消費とは、アクティビティ、イベント、旅行といったサービスによって得られる体験や経験に価値を見出す消費傾向である。

総務省「家計調査」の二人以上世帯の消費支出額を見ると、「交通・通信」は増加傾向であるのに対し、「被服及び履物」は1990年以降減少している（図表 I-2-3-4）。このことから、消費者志向がモノからコトへ移っていると言える。そして、モノ消費よりもコト消費のほうが消費の形態や得られる価値は多様であるため、消費者志向も多様化していると言える。

図表 I-2-3-4

1世帯当たり年平均1か月の支出（二人以上の世帯）



(注) 平成 11 年 (1999 年) 以前は農林漁家世帯を除く
資料) 総務省「家計調査」国土交通省作成

(所有から利用へ)

モノを通じた消費の形態についても多様化している。例えば、シェアリングエコノミーやサブスクリプションサービス（定額利用サービス）など、モノの「所有」ではなく「利用」を通じて価値を得るサービスの普及である。このような「所有から利用」の傾向は、自分にとって優先順位の高いものにフォーカスし、必要に応じて必要な量だけ利用するスタイルであると言える。利用に関する様々なプラットフォームが普及し、映像や音楽、書籍などがデジタル化していることから、「所有から利用」の傾向は今後も継続すると考えられる。

(4) 多様化の背景

(1) から (3) に示したように社会の多様化が進展した主な背景としては、生活水準の向上、情報通信環境の進歩、グローバル化などが考えられる。

(生活水準の向上)

我が国は、物資が乏しかった戦後、物質的な豊かさを求めて、工業を原動力とし、さらに人口増加を追い風として急成長し、世界第2位の経済大国となった。その時代においては、多くの人は、生活水準を向上するため、家、車、電化製品、洋服などのモノを獲得することを求めている。しかし、物質的な基盤が整えられ、生活水準が向上するにつれて、精神的な豊かさや生活の質といった、内面や嗜好性、個人としての在り方を追求するようになり、ニーズの多様化が進展した。

(情報通信環境の進歩)

総務省が行った「令和元年通信利用動向調査」2019年9月末時点の調査結果によると、インターネット利用者の割合は89.8%、スマートフォン（スマホ）を保有している世帯は83.4%となった。また、SNSも普及し、人々は誰もが時間や場所を選ばず、世界中の情報にアクセスでき、さらに情報発信も行えるようになった。通話のみならず、写真や動画の撮影、情報の検索・閲覧、電子決済など、様々な行動がインターネットで簡単に出来るようになった。これにより人々のニーズや価値観の多様化を大きく進展させた。また、商品・サービスも、情報通信技術の活用により、急速に多様化した。

(グローバル化)

我が国は島国であり、様々な点においてガラパゴスだと言われている。しかし、情報通信環境の進歩により世界中の情報が簡単に手に入る時代になり、物理的にも多くの地域にアクセスできる移動手段が確立された。また、多くの製品やサービスを輸出入するようになった。このようにグローバル化が進み、多様な文化、価値観、製品、サービスに接触したことで、多様化が進展した。

2 世界各国との比較

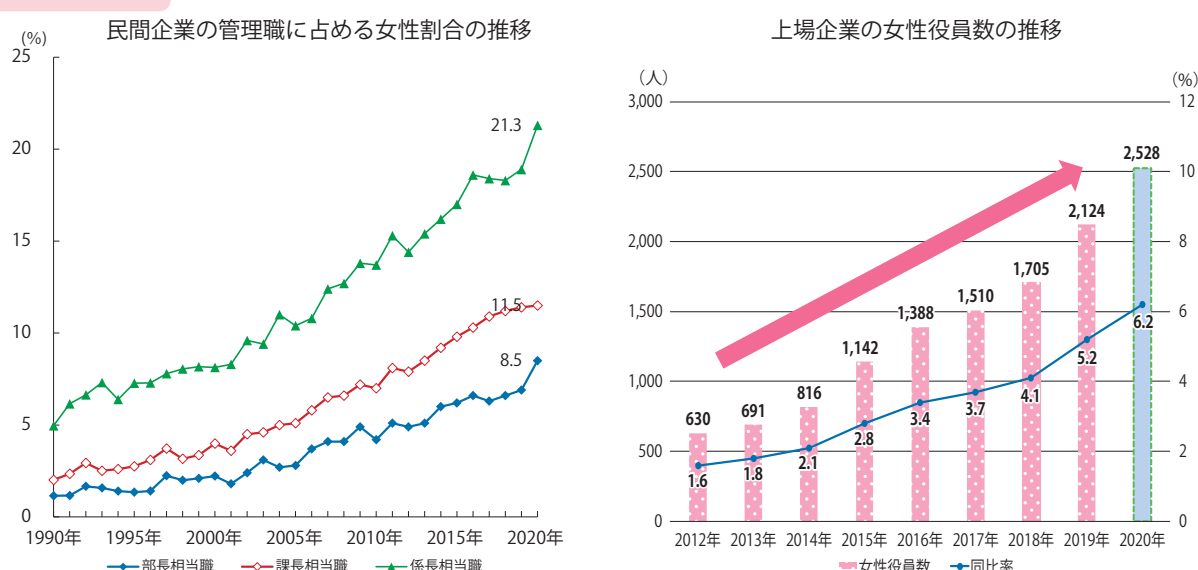
(1) 女性活躍の遅れ

女性活躍の重要性は既に広く認知されているが、我が国の状況はどうだろうか。世界経済フォーラム（WEF）が2021年に発表した「ジェンダーギャップ指数」は、国別の男女格差を数値化した調査であるが、我が国は世界156か国中120位（前年は153か国中121位）、主要先進7か国（G7）では最下位であった。このような結果となっているのは、政治分野の取組みの遅れと、いわゆる管理職の女性比率の低さに代表される経済分野の取組みの遅れが主要要因である。

我が国においては、2015年に成立した女性活躍推進法等を通じて、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、管理職に就く女性が増える土壌が形成されてきている（図表 I-2-3-5）。しかし、諸外国と比較すると、女性人口に占める女性就業者の割合（51.8%）は大差ないものの、管理的職業従事者に占める女性の割合（13.3%）は低い水準である。また、上場企業の女性役員の割合は10.7%と、諸外国と比べて著しく低くなっている（図表 I-2-3-6）。

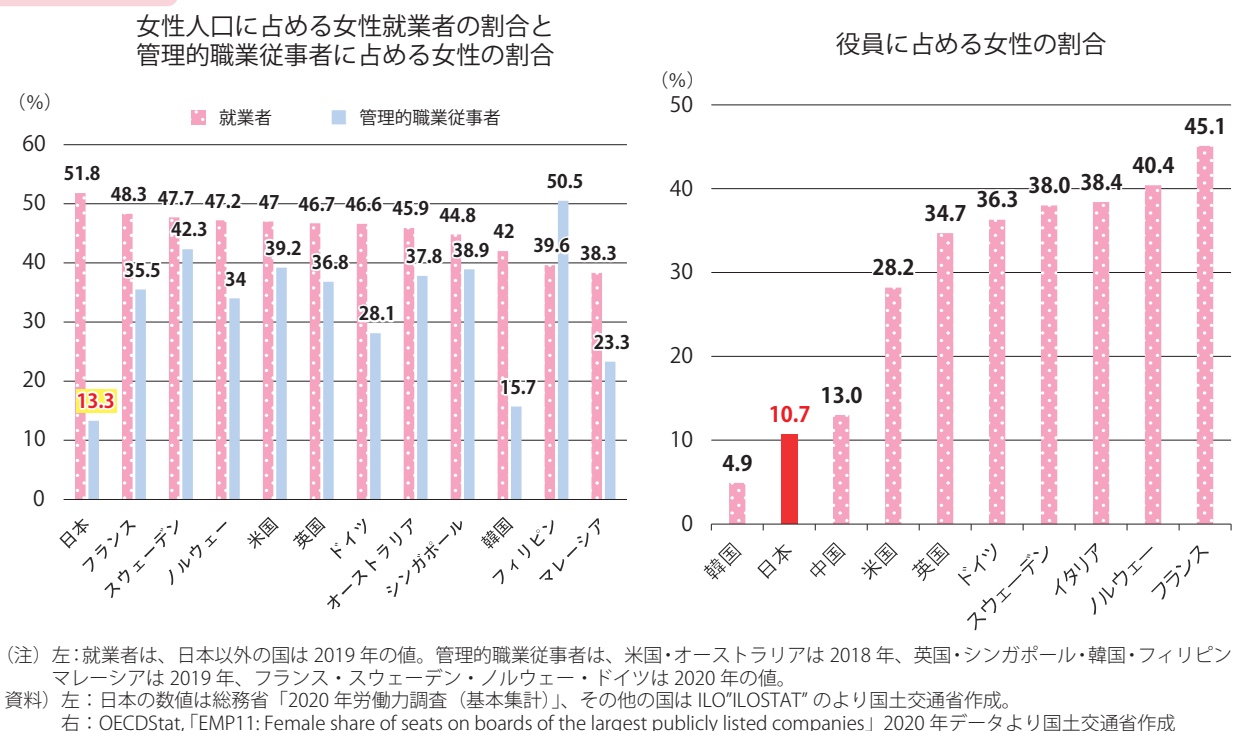
女性の活躍推進は、多様な視点によってイノベーションを促進し、経済社会に活力をもたらすものであり、より一層取組を加速させることが必要である。

図表 I-2-3-5 民間企業の女性管理職比率、役員数の推移



（注）左：常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者
令和2年調査より推計方法などの変更があったため、経年比較には留意が必要
右：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む
「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役
資料）左：各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成
右：東洋経済新報社「役員四季報」より作成

図表 I-2-3-6 女性管理職・役員比率の国際比較



(2) 働き方の多様化の遅れ

1. に示した通り、我が国において、就業構造や消費面での多様化は大きく進展しているが、以下の通り、働き方の面での多様化の進展は遅く、いまだ画一的であると言える。

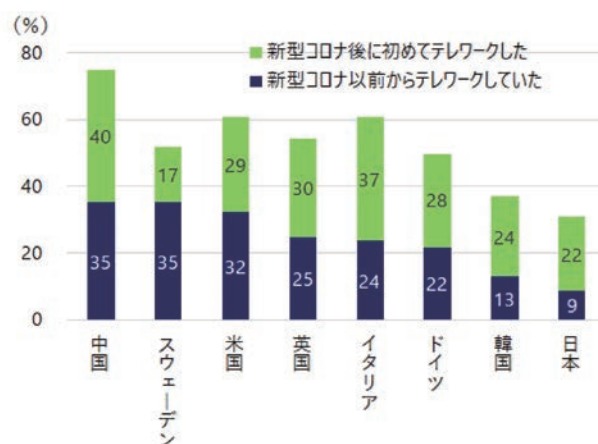
(テレワーク利用率)

野村総合研究所 (NRI) によるテレワーク利用率調査結果によれば、「新型コロナ以前からテレワークをしたことがあり、感染拡大後もテレワークをした」と回答した人の割合は、中国 (都市部)、スウェーデンは 35%、米国は 32%、英国、ドイツ、イタリアは 25 ~ 22% であるのに対し、我が国は 9% であり、「新型コロナ以前にテレワークをしたことがなかったが、今回初めてテレワークをした」と回答した人を含めた割合でも 31% と、いずれも 8 か国中最も低い。(図表 I-2-3-7)

テレワークは育児や介護との両立や、決められた勤務地以外の場所でも働くことを可能にするなど、多様な働き方を実現するために極めて重要な手法である。このため、我が国における働き方は、諸外国と比較して多様ではなく、画一的と言える。

図表 I-2-3-7

世界8か国におけるテレワーク利用率



資料) NRI 「With コロナ期における生活実態国際比較調査」(2020 年 7 月)

(副業・兼業)

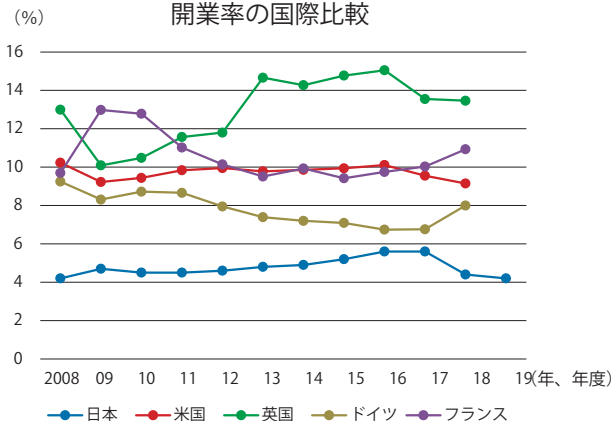
副業・兼業の普及は、働き方やキャリア形成の多様化につながる。また、一人が複数の仕事をこなすことや、新たな仕事へのチャレンジ、より高付加価値な仕事への移動により、一人当たりの労働生産性を向上することにもつながる。我が国でも、「働き方改革」を踏まえ、副業・兼業の普及促進が図られているが、総務省によると、我が国の2017年の副業者比率は4.0%にとどまっている。

(起業)

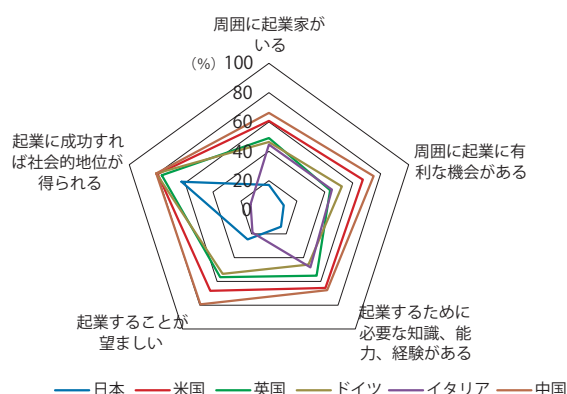
起業は、経済の新陳代謝を活発化し、多様なビジネスを生み出す原動力となる。また、個人の働き方の面でも、既存の組織に属さない独自の働き方が可能となる。我が国の開業率は、2008年から2019年にかけて5%前後と、欧米諸国に比べて一貫して非常に低い水準で推移している。また、我が国の起業に対する意識は、他の国に比べて低い(図表 I -2-3-8)。

図表 I -2-3-8 開業率と起業意識の国際比較

開業率の国際比較



起業意識の国際比較



<開業率の国際比較>

日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」

英国・ドイツ・フランス：Eurostat

(注) 国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない

資料) 2021年版中小企業白書

<起業意識の国際比較>

1. グローバル・アントレプレナーシップ・モニター (Global Entrepreneurship Monitor : GEM) 調査の結果を表示している。

2. ここでいう「周囲に起業家がいる」項目は、GEM 調査の「起業活動浸透指数」(「過去2年間に、新しく事業を始めた人を知っている」と回答した割合)を表示している。

3. ここでいう「周囲に起業に有利な機会がある」項目は、GEM 調査の「事業機会認識指数」(「今後6か月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れる」と回答した割合)を表示している。

4. ここでいう「起業するために必要な知識、能力、経験がある」項目は、GEM 調査の「知識・能力・経験指数」(「新しいビジネスを始めるために必要な知識、能力、経験を持っている」と回答した割合)を表示している。

5. ここでいう「起業することが望ましい」項目は、GEM 調査「職業選択に対する評価」(「あなたの国の多くの人たちは、新しくビジネスを始めることが望ましい職業の選択であると考えている」と回答した割合)を表示している。

6. ここでいう「起業に成功すれば社会的地位が得られる」項目は、GEM 調査「起業家の社会的な地位に対する評価」(「あなたの国では、新しくビジネスを始めて成功した人は高い地位と尊敬を持つようになる」と回答した割合)を表示している。

資料) みずほ情報総研株式会社「令和2年創業・起業支援事業(起業家精神に関する調査)」より国土交通省作成

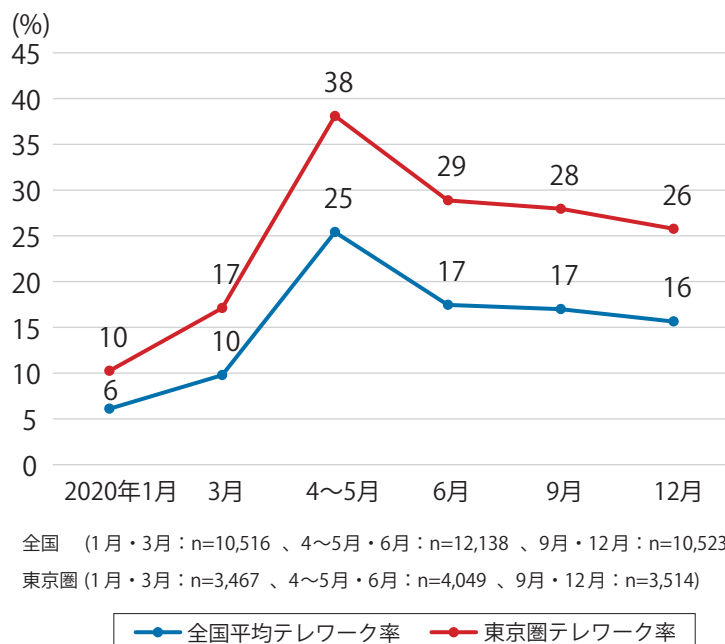
3 コロナ禍による変化

(1) 働き方の変化

(テレワーク利用増加)

全国の就業者のうち、2020年4～5月時点でテレワークを利用していた人の割合は25%まで上昇し、12月には16%となっている（図表 I-2-3-9）。4～5月の大幅な上昇は、緊急事態宣言の発出による一時的なものだったが、その後も引き続き3月よりも高い利用率であり、ある程度テレワークが定着してきているものと思われる。また、東京圏のテレワーク利用率は、12月時点で26%となり、全国平均と比較して10%ポイント高くなっている。

図表 I-2-3-9 全国及び東京圏の平均テレワーク利用率（2020年）

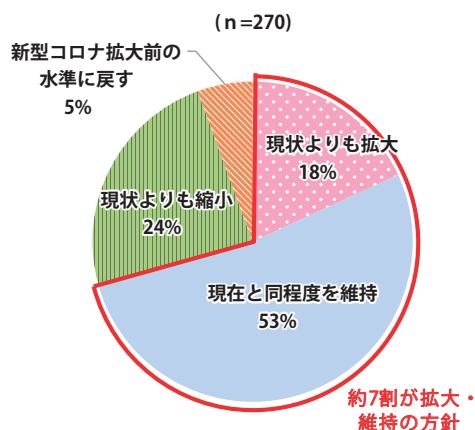


資料）大久保敏弘・NIRA 総合研究開発機構（2021）「第3回テレワークに関する就業者実態調査報告書」

(今後のテレワーク動向)

コロナ禍収束後も見据えた今後のテレワーク利用の方針について企業に尋ねたアンケートの結果によれば、拡大が18%、維持が53%で、拡大・維持が7割を占める結果となった（図表 I-2-3-10）。また、現状のテレワーク利用度別の回答を見ても、利用度によらず維持するという回答が最も高い。このことから、今後もテレワークの利用が拡大・維持され、テレワークによる働き方の多様化は継続すると思われる。

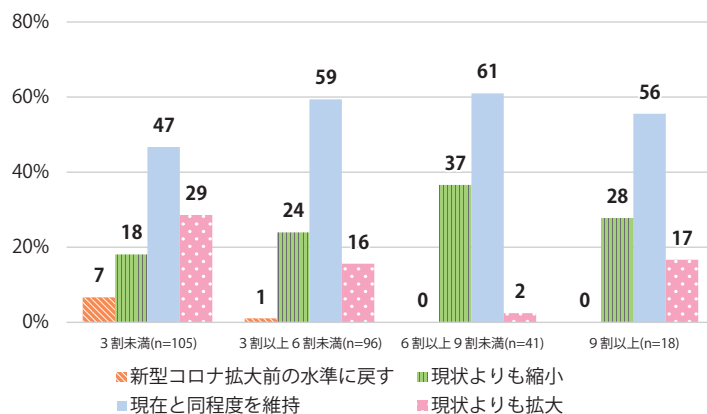
図表 I-2-3-10 今後のテレワーク利用方針



※「その他又は未定」を除いて集計

（注）東京都内に本社を置く上場企業に対する調査
資料）国土交通省

(テレワーク利用度別)

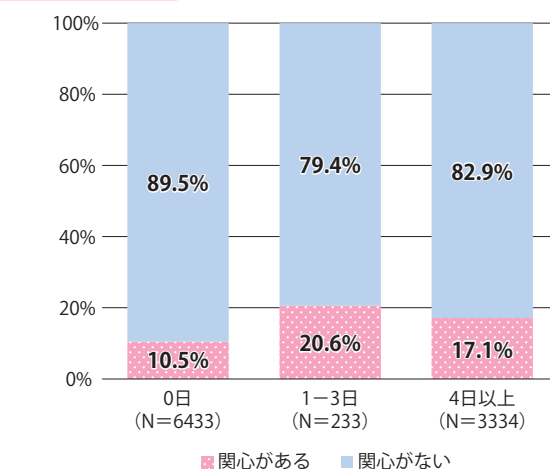


(2) 住まい方、レジャー等の変化

(住まい方)

国民意識調査において、コロナ禍前と現在の二地域居住・地方移住に対する関心の有無を尋ねたところ、関心のある人の割合は、コロナ禍前は9.2%だったのに対し、現在は12.9%とコロナ禍により関心が高まっていることが分かった。また、テレワークの利用日数別での回答結果を見てみると、テレワークをしていない人で関心がある人の割合は10.5%であるのに対し、テレワークを週に1～3日している人は20.6%、週に4日以上している人は17.1%と、テレワーク経験者の方が、二地域居住・地方移住への関心が高い（図表 I -2-3-11）。

図表 I -2-3-11

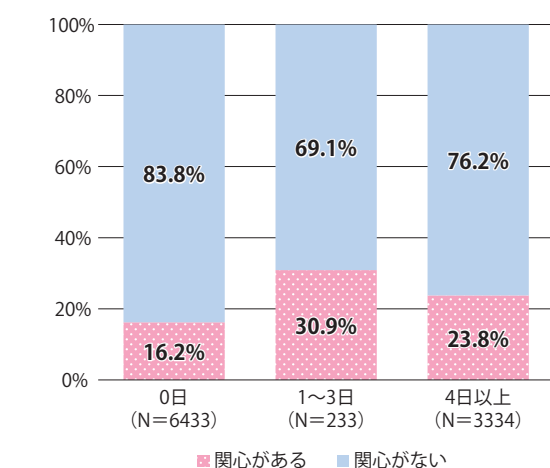
二地域居住・地方移住への関心
(テレワーク利用日数別)

資料) 国土交通省「国民意識調査」

(レジャーの変化)

また、国民意識調査において、コロナ禍前と現在のワーケーション・ブレジャーに対する関心の有無を尋ねたところ、関心のある人の割合は、コロナ禍前は8.1%だったのに対し、現在は19.1%と、約5人に1人が関心を持っていることが分かった。また、テレワークの利用日数別での回答結果を見てみると、テレワークをしていない人で関心がある人の割合は16.2%であるのに対し、テレワークを週に1～3日している人は30.9%、週に4日以上している人は23.8%と、テレワーク経験者の方が、ワーケーション・ブレジャーへの関心が高いことが分かった。このように、テレワーク普及により、働き方・住まい方等の多様化が加速すると見込まれる（図表 I -2-3-12）。

図表 I -2-3-12

ワーケーション・ブレジャーへの関心
(テレワーク利用日数別)

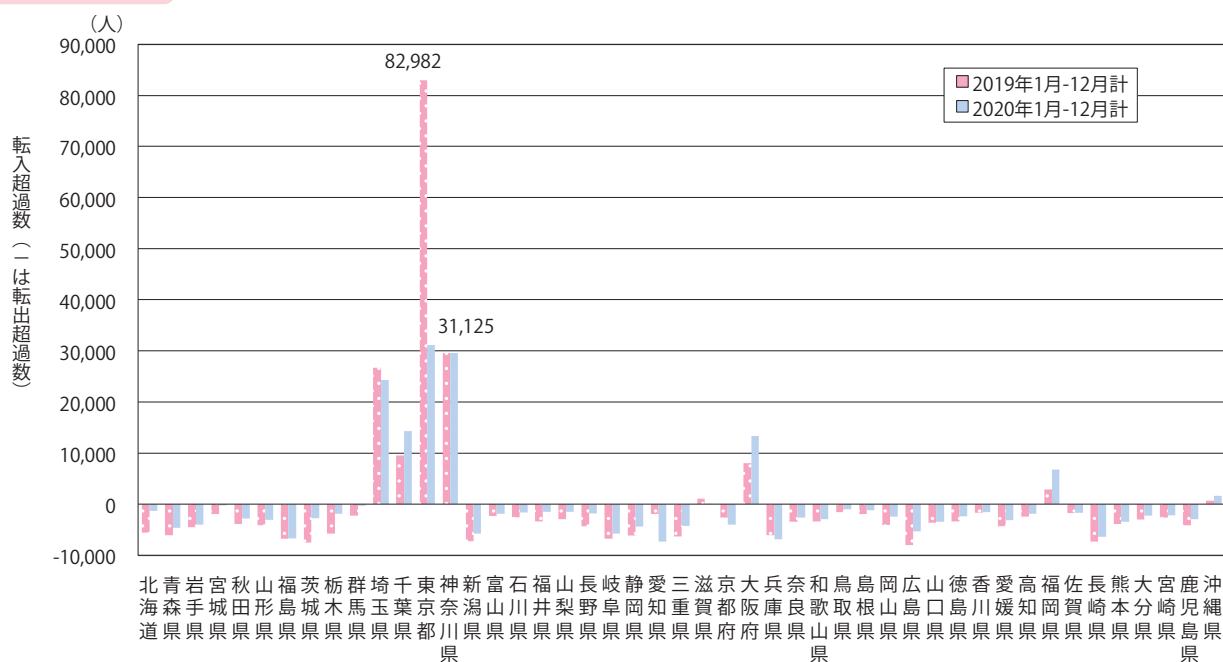
資料) 国土交通省「国民意識調査」

(3) 東京一極集中の傾向変化

東京圏の転入出は、バブル崩壊後の一時期を除き、転入超過が継続している。東京一極集中は、労働力や資本の集中等により、東京、そして我が国の国際競争力を高めている一方で、過度に人や機能が集中することは、大規模自然災害が発生した場合のリダンダンシーの確保や、国土全体の適正かつ有効な利用の観点から、弊害もある。

この東京一極集中の傾向について、新型コロナウイルスの感染拡大以降、変化が見られる。各都道府県の転入者数から転出者数を差し引いた転入超過数は、近年、東京都は他の道府県と比べ突出して多くなっており、2019年は、神奈川県や埼玉県の約3倍の82,982人となっていた。しかし、2020年は、31,125人へと大幅に縮小し、両県とほぼ同規模の転入超過数である（図表 I -2-3-13）。

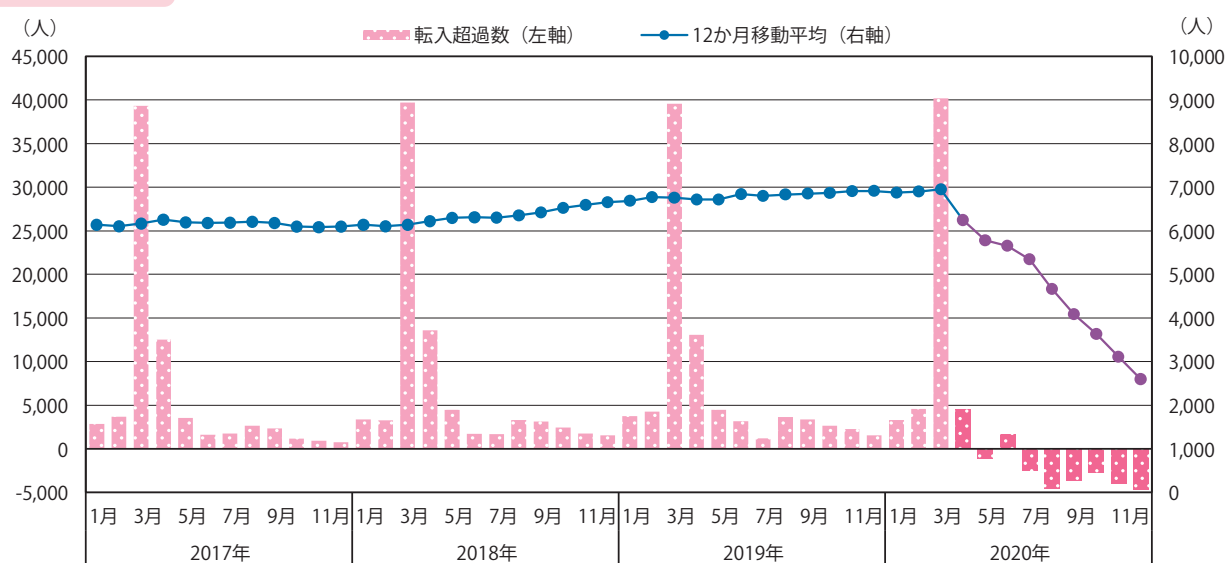
図表 I-2-3-13 都道府県別転入超過数（2019年、2020年）



資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

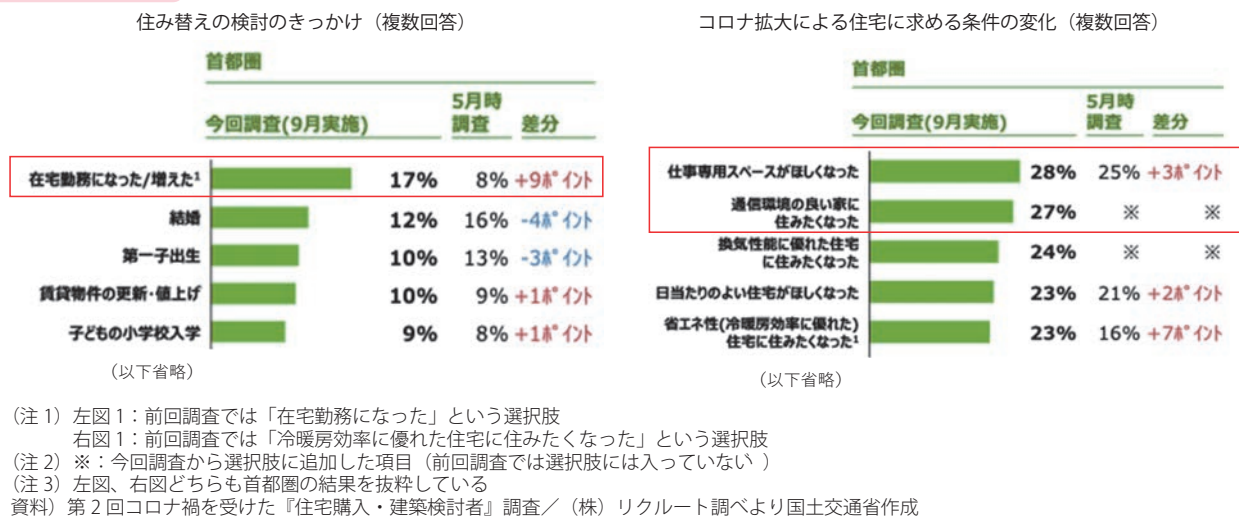
東京都の転入超過数を月別にみると、緊急事態宣言が発出された4月に前年に比べて半数以下に縮小した後、5月は、外国人を含む移動者数の集計を開始した2013年7月以降で初の転出超過となった。その後、6月に転入超過となったものの、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増え始めた7月に再び転出超過となり、以降6か月連続で転出超過となっている。12か月移動平均でみると、東京都の転入超過は2020年の3月まで緩やかに拡大していたが、4月以降、縮小傾向に転じている（図表 I-2-3-14）。転換期となった4月から12月までを合計すると、東京都は16,938人の転出超過となっている。

図表 I-2-3-14 東京都の転入超過数の推移（2017年1月～2020年12月）



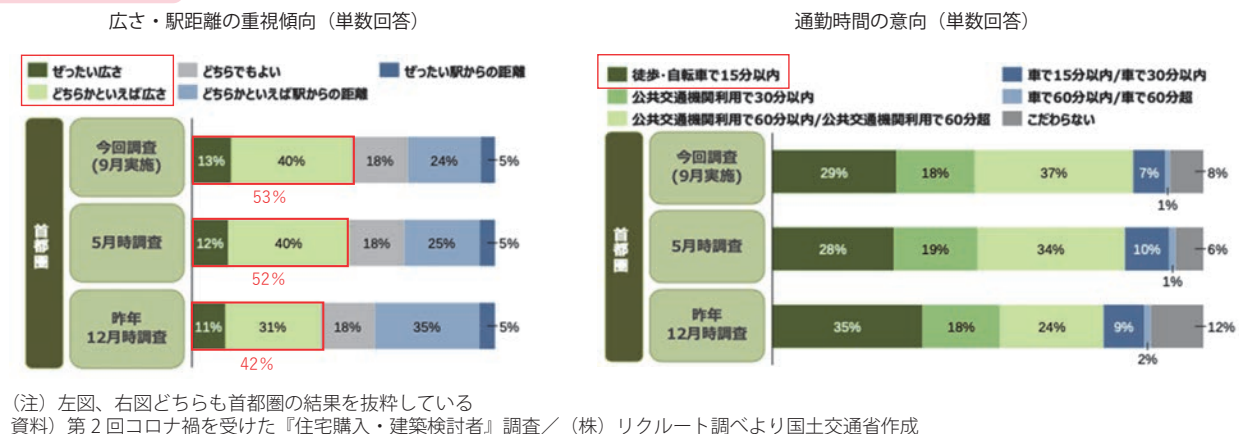
資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

図表 I-2-3-16 住み替え検討のきっかけ、住宅に求める条件



また、住宅の「広さ」と住宅と駅までの「距離」の重視意向は、「部屋の広さ」を重視する意向が高まっており、コロナ禍前の2019年12月調査時に比べると11%増加している（図表 I-2-3-17）。通勤時間の意向は2019年12月調査時と比べると、「勤務先から徒歩・自転車で15分以内」の割合が減少している。

図表 I-2-3-17 住宅の重視意向



4 多様化の支援・促進の重要性

人は、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、宗教・信条、価値観、キャリアや経験などの面で多様であるため、多様な人を包摂する社会を形成することは重要である。多様な働き方を可能にすることは、人材を確保でき、また、個々の人材がその特性を活かし、生き生きと働くことで、自由な発想が生まれ、生産性向上及び競争力強化につながる。また、多様なニーズに対応することは、消費者等の満足度を向上させることはもちろん、商品・サービスの付加価値の向上により、競争力強化等につながる。そして、多様な人が不自由なく暮らせる社会であることは、人々の幸福や社会の活力の向上につながる。さらに、多様な価値観、人材、キャリア等の形成が促進されることは、イノベーション

ンの創出や社会の活力向上につながる。このように、多様化を支援・促進することは重要である。

我が国において、これまでも多様化は進展してきたが、多様な働き方や女性活躍等に見られるように、多様化の支援・促進の面で遅れていた。新型コロナウイルスの感染拡大により、働き方や住まい方等に大きな変化が見られ、今後より一層多様化が進展していくと予想される。このため、これを契機として、多様化する働き方、生活様式等を支援・促進する社会への変革が必要である。